

公害防止協定及び覚書 新旧対照表

公害防止に関する協定

修正案	原案
<p data-bbox="445 272 741 304">公害防止に関する協定</p> <p data-bbox="87 368 1099 639">下関市（以下「甲」という。）と<u>長府バイオパワー合同会社</u>（以下「乙」という。）とは、乙が山口県下関市長府扇町3番4に設置する<u>長府バイオマス発電所（仮称）</u>（以下「発電所」という。）における事業活動（<u>燃料の陸揚げ及び陸揚げから発電所までの輸送及び保管を含む。以下「事業活動」という。</u>）に伴う公害の防止並びに地域住民の健康及び生活環境の保全の確保に関し、次の条項により協定を締結した。</p> <p data-bbox="87 703 483 735">第1条 ～ 第13条 （略）</p> <p data-bbox="132 799 517 831"><u>（請負事業者に対する指示等）</u></p> <p data-bbox="87 847 1093 1070">第14条 乙は、<u>事業活動の一部を他の事業者</u>に請け負わせる場合、当該請負事業者に対し、<u>第2条から第6条までの公害防止の措置を行うよう指示を行うとともに、公害の発生防止について積極的に指導及び監督を行い、万一公害が発生したときは、誠意をもってその問題の解決に当たるものとする。</u></p> <p data-bbox="87 1134 309 1166">第15条 （略）</p> <p data-bbox="87 1230 309 1262">第16条 （略）</p> <p data-bbox="87 1326 309 1358">第17条 （略）</p> <p data-bbox="87 1422 309 1453">第18条 （略）</p>	<p data-bbox="1480 272 1776 304">公害防止に関する協定</p> <p data-bbox="1122 368 2134 592">下関市（以下「甲」という。）と<u>株式会社MOT総合研究所</u>（以下「乙」という。）とは、乙が山口県下関市長府扇町3番4に設置する<u>扇バイオマス発電所</u>（以下「発電所」という。）における事業活動（以下「事業活動」という。）に伴う公害の防止並びに地域住民の健康及び生活環境の保全の確保に関し、次の条項により協定を締結した。</p> <p data-bbox="1122 703 1518 735">第1条 ～ 第13条 （略）</p> <p data-bbox="1122 1134 1344 1166">第14条 （略）</p> <p data-bbox="1122 1230 1344 1262">第15条 （略）</p> <p data-bbox="1122 1326 1344 1358">第16条 （略）</p> <p data-bbox="1122 1422 1344 1453">第17条 （略）</p>

公害防止に関する協定の実施のための覚書

修正案		原案	
別表第1 大気汚染防止対策に係る措置		別表第1 大気汚染防止対策に係る措置	
措置を講ずる事項	措置	措置を講ずる事項	措置
ばい煙	ばい煙の発生抑制のため、ボイラーの適切な燃焼管理に努めること。	ばい煙	ばい煙の発生抑制のため、ボイラーの適切な燃焼管理に努めること。
	硫黄酸化物		排出量は、 <u>3.0</u> Nm ³ /h以下とすること。
	ばいじん		(1) バグフィルタにより燃焼灰を捕集し、ばいじんの排出量を低減すること。 (2) 排出濃度は、0.3g/Nm ³ (6% O ₂ dry) 以下とすること。
窒素酸化物	排出濃度は、 <u>220</u> ppm (6% O ₂ dry)以下とすること。	窒素酸化物	排出濃度は、 <u>250</u> ppm (6% O ₂ dry)以下とすること。
粉じん	(1) <u>船からの荷揚げ時は集じん器付エコホッパーを使用すること。</u> (2) <u>木質ペレットはコンテナに、PKS及び竹チップは倉庫もしくはコンテナに保管すること。</u> (3) <u>燃料搬送設備にコンベアケーシングや集じん装置を設置すること。</u>	粉じん	(1) <u>粉じんの飛散防止のため、木質ペレットはコンテナに、PKS及び竹チップは倉庫に保管すること。</u> (2) <u>粉じんの飛散防止のため、燃料搬送設備にコンベアケーシングや集じん装置を設置すること。</u>